

令和元年台風第十九号による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件

○国税庁告示第10号

令和元年台風第十九号による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（令和元年国税庁告示第十四号）において別途国税庁告示で定めることとされている日は、令和二年八月三十一日とする。

令和2年7月1日

国税庁長官 星野次彦